3　調書の提出の特例について、所轄税務署長以外の税務署長に調書の記載事項の提供をしようとする場合における所轄税務署長への承認申請手続の細目を定めることとした。（第三〇条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**消費税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四一号）（財務省）

1　難病の患者に対する医療等に関する法律の制定等に伴い、消費税が非課税とされる療養、医療等の範囲に、同法の規定に基づく特定医療費の支給に係る医療等を加えることとした。（第一四条関係）

2　子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法の規定に基づく施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加えることとした。（第一四条の三関係）

3　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次のとおり見直しを行うこととした。（第一八条関係）

㈠　輸出物品販売場を経営する事業者が、次に掲げる要件の全てを満たして譲渡する消耗品（通常生活の用に供する消耗品のうち、その外国人旅行者に対して、同一店舗で一日に販売する五〇万円までのものに限る。）を免税対象物品に加える。

⑴　その外国人旅行者が所持する旅券等の提示を受け、当該旅券等に購入の事実を記載した書類の貼付け等を行うこと。

⑵　その外国人旅行者から、免税購入物品をその購入した日から三〇日以内に輸出する旨を誓約する書類の提出を受けること。

⑶　国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によって包装を行うこと。

⑷　その外国人旅行者に対して、同一店舗で一日に販売する消耗品の額が五、〇〇〇円超であること。

㈡　その外国人旅行者に対して、同一店舗で一日に販売する一般物品（通常生活の用に供する物品のうち消耗品以外のもの）の額が一〇〇万円を超える場合には、輸出物品販売場を経営する事業者が保存しなければならない書類に、その外国人旅行者が所持する旅券等の写しを加える。

4　課税売上割合の計算において、金銭債権の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の五パーセント相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとした。（第四八条関係）

5　中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）のみなし仕入率について、次のとおり見直しを行うこととした。（第五七条関係）

㈠　金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を五〇パーセント（改正前六〇パーセント）とする。

㈡　不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を四〇パーセント（改正前五〇パーセント）とする。

6　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**国税通則法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四二号）（財務省）

1　納税の猶予の申請書の記載事項及び当該申請書に添付すべき書類等を定めることとした。（第一五条の二関係）

2　地方法人税中間申告書の提出等により納付すべき地方法人税について、納税義務の成立時期の特例及び納税の猶予の期間等を定めることとした。（第五条、第一三条及び第一四条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**国税徴収法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四三号）（財務省）

1　国税の滞納処分による差押えが禁止される社会保険制度に基づく退職手当等の対象に存続組合から新たに支給される一時金（特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。）を加えるとともに、当該社会保険制度に基づく給料等の対象に国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合から平成二七年一〇月一日以後に給付事由が生じる追加費用対象期間を有する者に支給される退職共済年金を加えることとした。（第三五条関係）

2　換価の猶予の申請書の記載事項及び当該申請書に添付すべき書類並びに換価の猶予に係る金額の限度額を定めることとした。（第五三条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四四号）（財務省）

1　相手国等の租税の徴収の共助について、その換価の猶予がされない場合として、国税の滞納がある場合を定めることとした。（第七条関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四五号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　特定株式投資信託の要件について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二条関係）

⑴　その受託者は重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権の一部解約を請求することができる。

⑵　その受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換をする場合において、その株式のうちに権利落ち株式があるときは、株式に代えて当該権利落ち株式の価額に相当する金銭を交付することができる。

㈡　勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二条の七、第二条の八、第二条の一三、第二条の二一の二、第二条の二四～第二条の二六、第二条の三一、第二条の三三及び第二条の三四関係）

⑴　勤労者が育児休業等をすることとなった場合において、財産形成住宅（年金）貯蓄につき、引き続き勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置の適用を受けようとするときは、その者は、その育児休業等の開始の日までに、継続適用申告書を勤務先及び金融機関の営業所等を経由してその者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

⑵　継続適用申告書を提出した者が、育児休業等の終了の日後最初に金銭等の払込みをすべき日に、その金銭等の払込みをしなかった場合には、当該育児休業等の終了の日後に支払われる財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等については、当該非課税措置は適用しない。

㈢　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、適用対象となる金融機関の範囲から火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会を除外することとした。（租税特別措置法施行令第三条の三関係）

㈣　上場株式等に係る配当所得の課税の特例について、みなし配当に係る大口株主等（発行済株式等の三パーセント以上を所有する株主等をいう。）の判定の基準日が公開買付期間の末日とされる事由に、公開買付けによる法人の自己の投資口の取得を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四条の二関係）

㈤　債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例について、債務処理計画の要件、対象資産の範囲、その対象資産の損失の額とされる金額の計算方法、特例の適用を受けた個人が行うべき対象資産の償却費の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第一八条の六関係）